

2016年2月20日

学校法人立命館

総長 吉田美喜夫殿

ゼネラルユニオン

関西圏大学非常勤講師組合

関西非正規等労働組合（ユニオンぼちぼち）

公開質問状

関西非正規等労働組合は授業担当講師制度の導入に関わり、学校法人立命館と団体交渉を行ってきました。

2015年9月15日に行われた団交において、貴法人は「改正労働契約法が通った現在、現行制度ではカリキュラム再編の際に非常勤講師を辞めさせにくい」、「改正労働契約法が通ったことが授業担当講師制度の導入のきっかけになったことはたしか」といった趣旨の発言を行いました。これによって、授業担当講師制度が改正労働契約法で定められた無期転換権を回避するために5年上限を設定した、脱法的ともいえる制度であることが明らかになりました。しかし貴法人は、「労働者代表の聴取を経ており導入に問題はない」との回答を繰り返しました。

それに対して2016年1月25日の団交において、関西非正規等労働組合は下記の点を貴法人に伝えました。

- ここ数年行われたきた労働者代表選挙の投票率は50%を下回っており、選出方法に法的な問題があった。
- したがって貴法人が聴取した労働者代表は過半数を代表する者とはいえず、聴取には正当性がない。
- この点について労働基準監督署に当組合が問い合わせたところ、違法性があると言われた。
- 貴法人においても労働基準監督署に確認し、問題があれば授業担当講師制度導入を延期するなどの対応を検討してほしい。

これに対して、貴法人は労働基準監督署に確認し早期に回答すると述べました。そして2016年2月12日に貴法人より以下のような回答がありました。

- 聴取を行った労働者代表の選出方法に問題はない。
- それゆえ聴取にも問題はない。
- 労働基準監督署には問い合わせしていない。
- これ以上は話し合いの場を要望してほしい。

この回答を踏まえ、私たちは学校法人立命館の総長である吉田美喜夫殿に以下の点について質問します。

記

(1) 労働者代表の選出方法に法的な問題はないとされた根拠は何ですか。

(2) 上記のように関西非正規等労働組合は、団体交渉の場で、労働者代表の選出には問題があり、労働基準監督署も違法性を示唆していることを貴法人に伝えました。そこで、同組合の組合員が、2月1日に貴法人のコンプライアンス推進体制の通報窓口に対して、労働者代表の選出過程に問題がある旨を通報しました。しかし、通報処理責任者である上田寛監事は、「(労働者代表選出選挙の)正当性についての疑義は出されていないことを確認いたしました」と回答しました(別添資料「通報としての不受理について」参照)。このような回答をなされた理由を示してください。

以上の点について、2016年2月29日(月)必着で書面にてご回答下さい。

郵送先は関西非正規等労働組合事務所(下記)までお願いします。

以上

〒601-8015 京都市南区東九条上御霊町 64-1

アンビシャス梅垣ビル 1F

関西非正規等労働組合(ユニオンぼちぼち)

(TEL/FAX: 075-681-6904)